

道路位置の指定基準

制定 昭和 55 年 6 月 1 日
一部改正 平成 5 年 6 月 16 日
一部改正 平成 30 年 12 月 27 日
一部改正 平成 31 年 4 月 1 日
一部改正 令和 3 年 1 月 1 日
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき道路の位置の指定（変更、廃止を含む。）をする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(道路の位置の指定申請)

第 2 条 道路の位置の指定（変更、廃止）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、道路指定（変更・廃止）申請書（細則第 8 号様式）3 部にそれぞれ次に掲げる関係図書（廃止の場合は、(5)、(6)、(8)から(13)を除く）を添えて市町長を経由し、知事に提出しなければならない。

- (1) 附近見取図
- (2) 地籍図
- (3) 地番表（道路部分が 3 筆以上の場合）
- (4) 土地登記事項証明書
- (5) 地積測量図
- (6) 求積図
- (7) 計画平面図
- (8) 道路横断面図
- (9) 道路縦断面図
- (10) 排水施設及び隅切り等の詳細図
- (11) 既存道路への接続承諾書（様式 1）
- (12) 道路築造の承諾書（様式 2）
- (13) 管理する者の承諾書（様式 3）
- (14) 指定道路の変更、廃止にともなう承諾書
- (15) 関係法令に基づく許可証等
- (16) その他知事が必要と認める書類

2 市町長は、申請内容を適当と認めたときは意見を添えて知事に進達するものとする。

(築造承認)

第 3 条 本条及び次条は、第 6 条の基準を満たすため新たに道路の築造が必要な場合に適用する。

2 建設事務所長は、前条第 1 項の申請書及び関係図書が整っており、かつその内容が建築基準法施行

令（以下「令」という。）第 144 条の 4 及び第 6 条に適合すると認めるときは、指定道路築造承認通知書（様式 4）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知の後に道路を築造するものとする。

4 第 2 項の通知の後に申請した内容を変更しようとする場合（軽微なものを除く。）、申請者は、知事に変更の届出をするものとする。

5 前条及び第 2 項の規定は、前項の届出に準用する。この場合において、前条第 1 項中「道路指定（変更・廃止）申請書（細則第 8 号様式）」とあるのは「申請事項変更届（様式 5）」と、「関係図書」とあるのは「道路指定（変更・廃止）申請書（細則第 8 号様式）及び関係図書のうち変更に係るもの」と読み替えるものとする。

（完了届）

第 4 条 申請者は、道路の築造工事が完了したときは、工事完了届（様式 6）に知事が必要と認める図書を添えて市町長を経由し、知事に提出するものとする。

（道路の位置の指定）

第 5 条 知事は、第 2 条第 1 項による申請書を受理したとき（前 2 条が適用される場合を除く）若しくは前条の工事完了届を受理したときは、審査及び現地検査を行うものとする。

2 前項の審査及び現地検査では、次の各号に掲げる事項を確かめるものとする（廃止の場合は、(1)、(3)及び(4)を除く）。

(1) 令第 144 条の 4 及び次条に定める基準に適合していること。

(2) 第 2 条第 1 項に定める申請書及び関係図書が整っていること。

(3) 申請書及び関係図書のとおり道路が築造されていること。

(4) 原則として、道路の区域は分筆され、地目は公衆用道路であること。

(5) 変更又は廃止の場合は、法第 43 条第 1 項の規定に適合しない敷地に存する建築物がないこと。

3 知事は、審査及び現地検査の結果、前項に適合していると認めた場合は、その道路の位置を指定（変更・廃止）し、道路の指定（変更・廃止）通知書（細則第 8 号様式の 2）により申請者に通知するとともに公告し、関係図書を縦覧に供するものとする。

（技術基準）

第 6 条 指定道路の技術基準は、次の各号によるものとする。

(イ) 道路幅員の取り方は、(図 1) によるものとする。

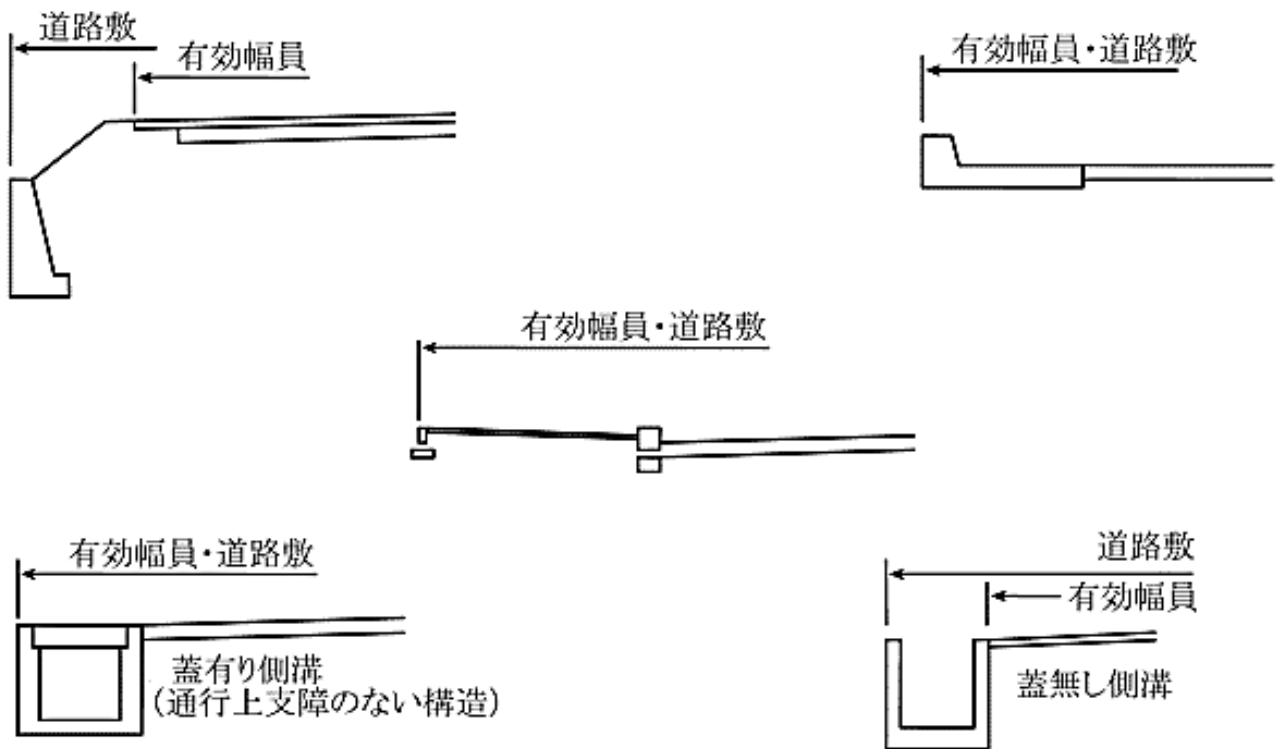
(ロ) 道路の有効幅員は、原則として 6 m 以上とすること。

ただし、延長が 120m 未満で通行上支障がない場合は 4 m 以上とすることができる。

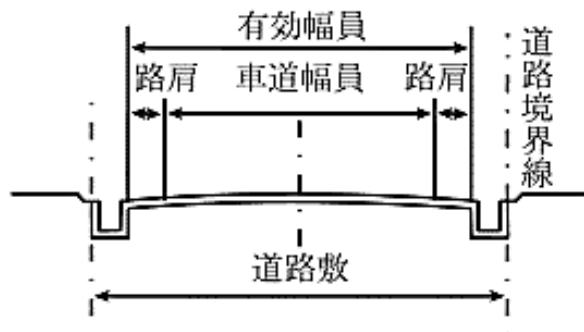
(ハ) 指定道路は道路敷を含み図面に図示する。

(ニ) 指定公告の幅員は有効幅員とする。

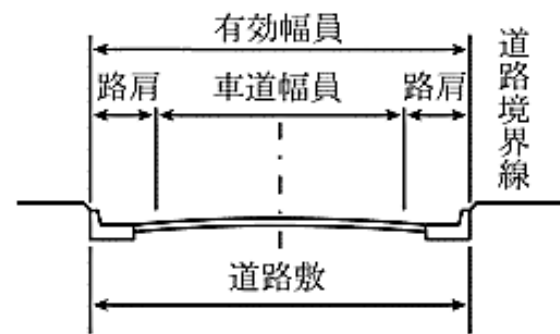
図1. 道路幅員の取り方



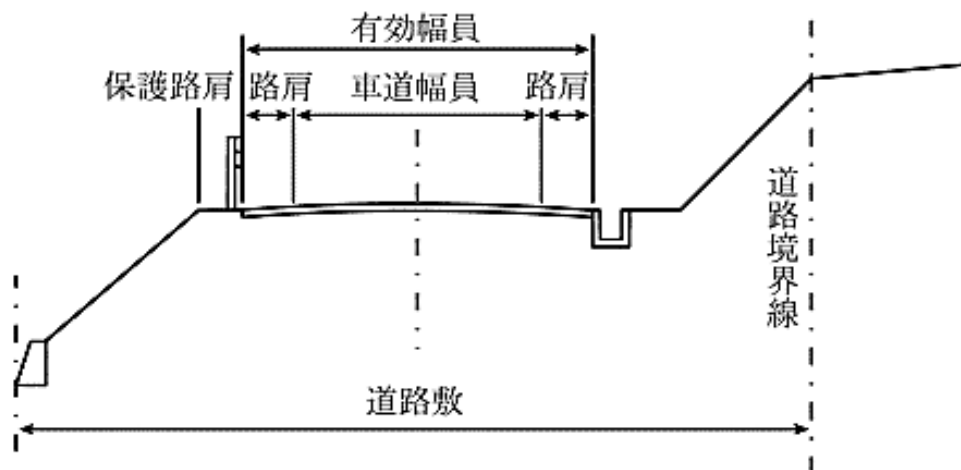
a) U型側溝の場合



b) L型側溝の場合



c) 防護柵を設ける場合

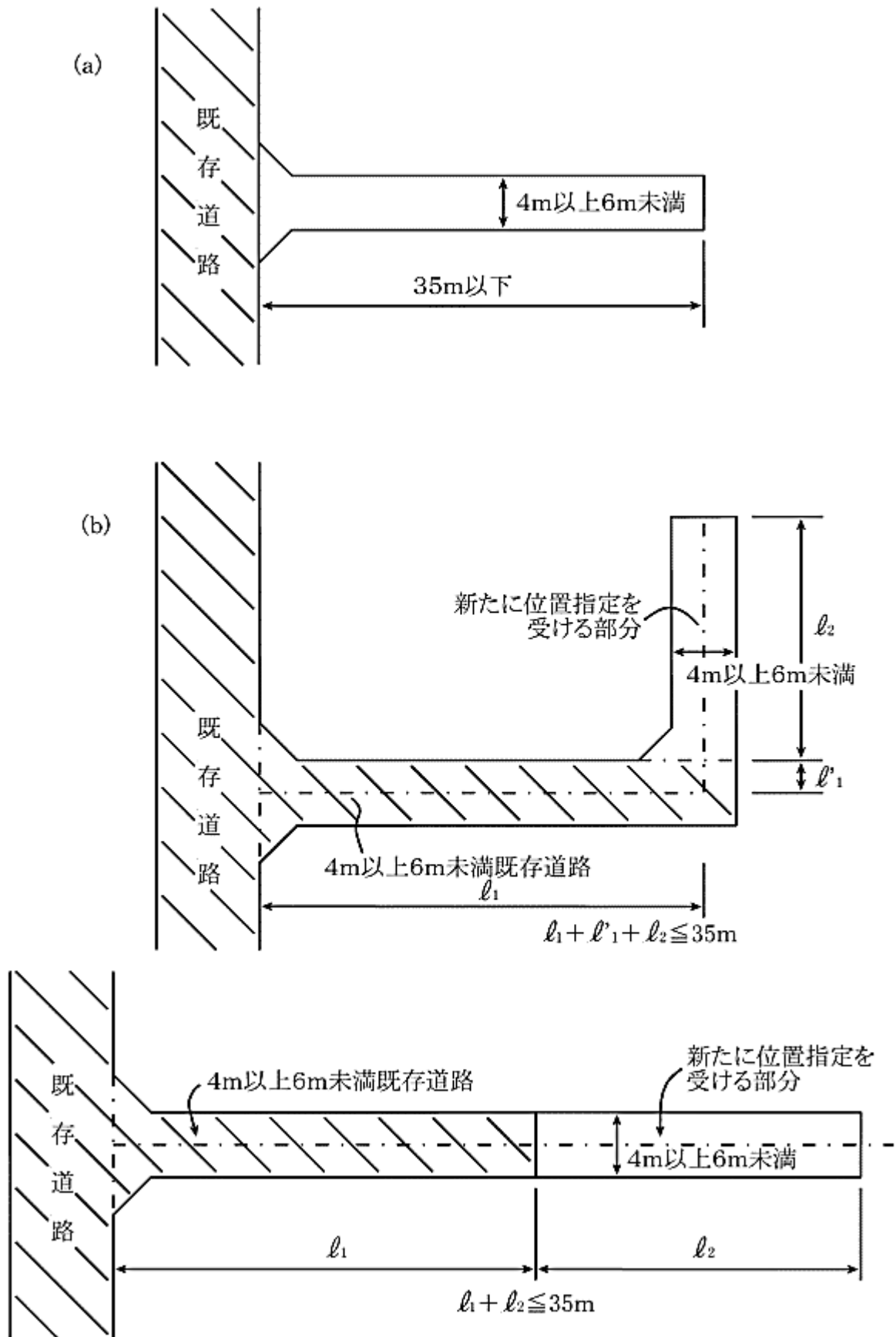


2 道路の平面計画

両端が他の道路（法第 42 条に規定する道路をいう。）に接続したものであること。ただし、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合においては袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。（令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号）

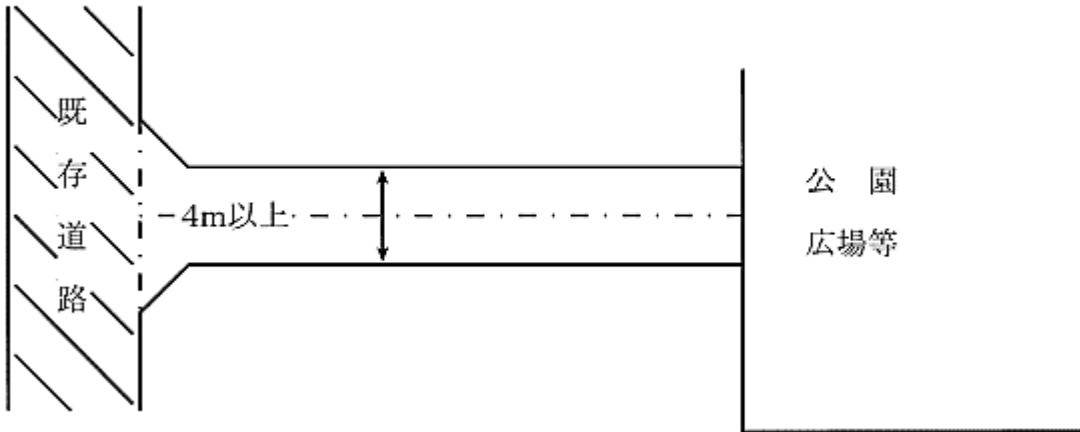
- （イ） 延長（既存の幅員 6 m 未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が 35m 以下の場合。（令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号イ）（図 2）

図2. 延長が35m以下の場合



(ロ) 終端が公園、広場、その他、これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合。(令第144条の4第1項第1号ロ)(図3)

図3. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合
(転回等については管理者の承諾が必要。)



(注) 公園、広場等に類するものとしては、海辺の砂浜や河川敷等の堤防が考えられる。

(ハ) 延長が35mを超える場合で終端及び区間35m以内ごとに、国土交通大臣の定める基準(建設省告示第1837号)に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。(令第144条の4第1項第1号ハ)(図4、5)

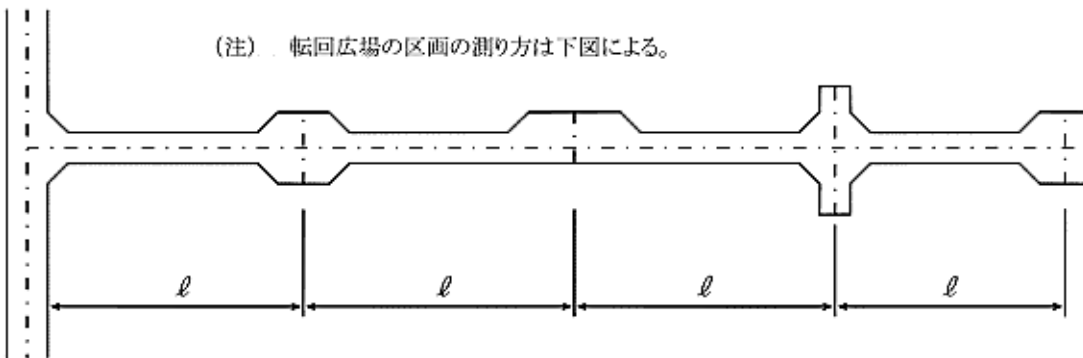


図4. 中間に設ける転回広場（告示第1837号の図解）

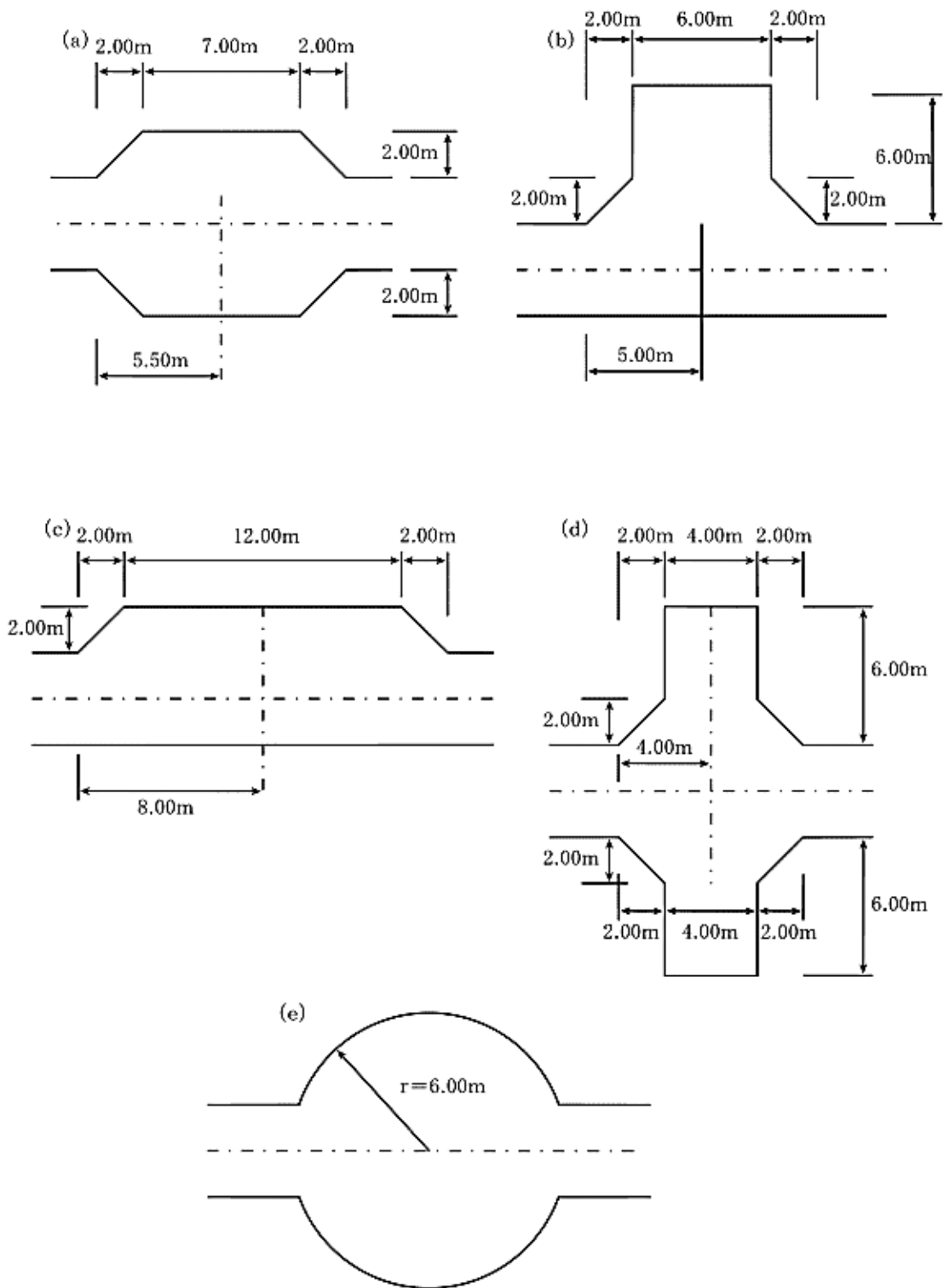
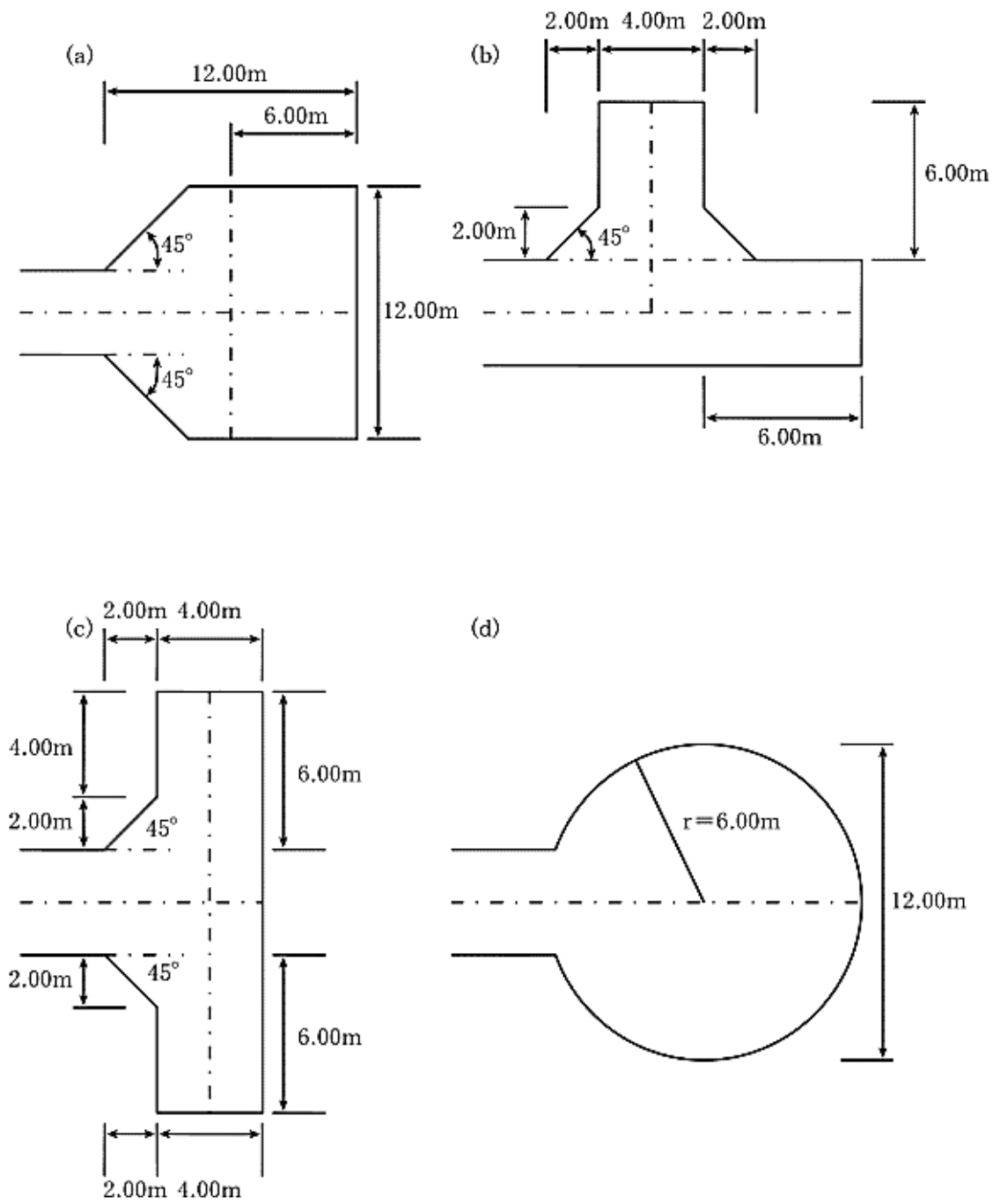
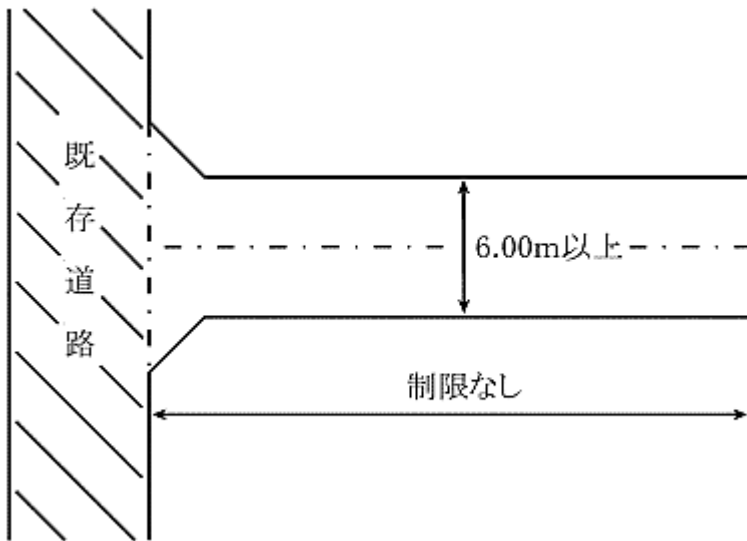


図5. 終端に設ける転回広場（告示第1837号の図解）



(二) 幅員が 6m 以上の場合 (令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号二) (図 6)

図 6.



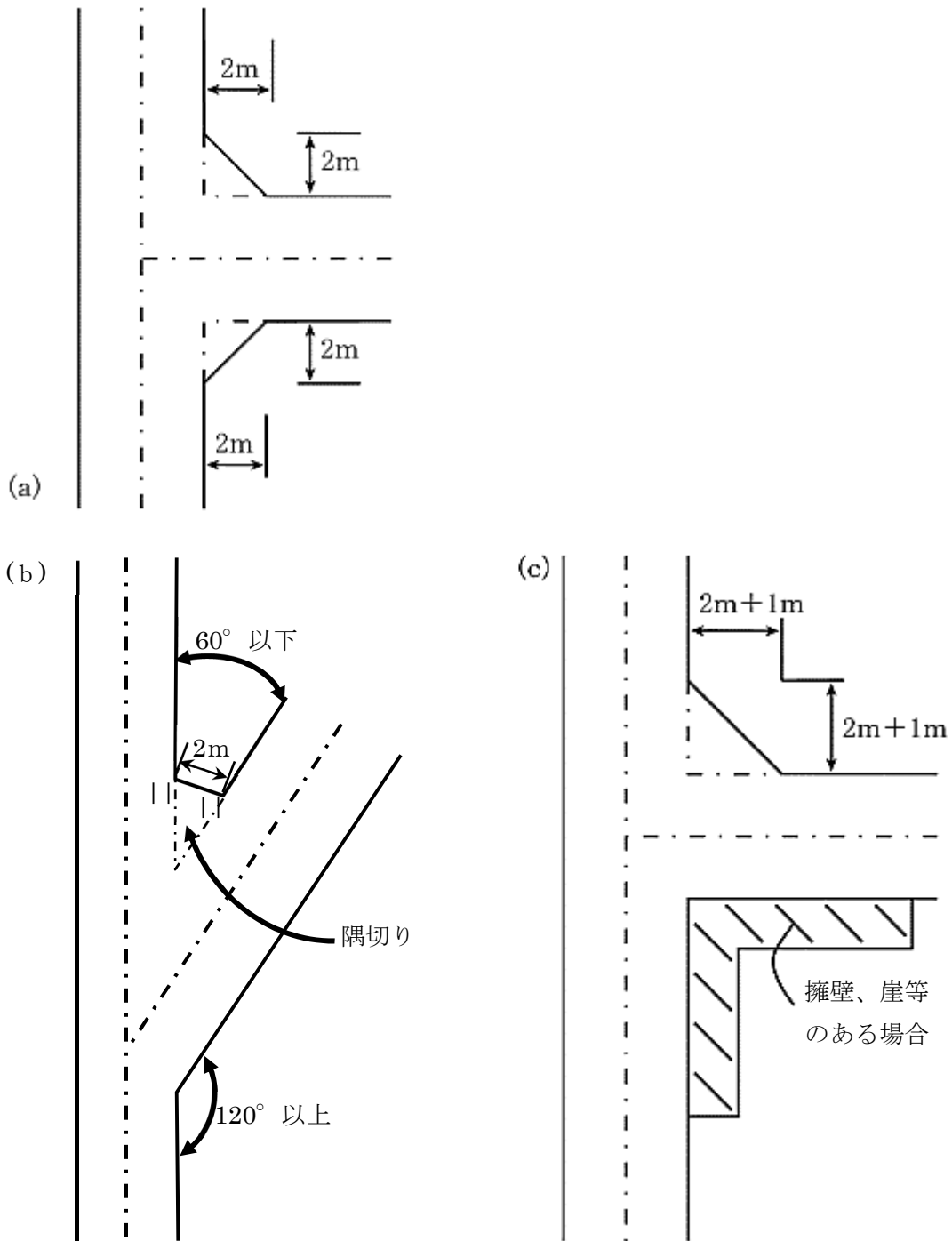
3 道路の隅切り (令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号)

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所 (交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。) には、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 m 以上の隅切りを設け、その部分を道路の部分とすること。(図 7-a)

なお、内角 60° 以下の角地に設ける隅切りは、角地の隅角を挟む辺を二等辺とし、底辺の長さを 2m 以上とした三角形を含むものであること。(図 7-b)

ただし、隅切り部分に既存の建築物、高い擁壁若しくは、崖等があり、隅切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方の隅切りの長さに 1 m を加えた長さにした場合はこの限りでない。(図 7-c)

図7. 隅切りの取り方
一般的隅切り



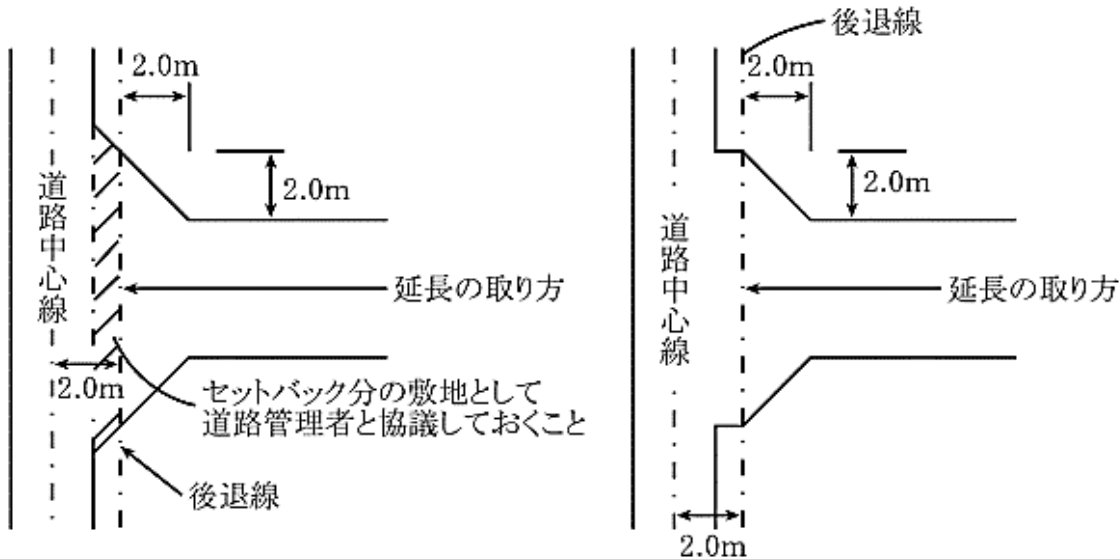
4 既存道路への接続部分

既存道路への接続は、3によるものとする。

なお、取付道路が狭い時（4 m未満）は取付道路の中心線から2 m後退して寸法をとるものとする。

（図8）

図8. 法第42条第2項道路より接続して道路指定をする場合



5 道路の路面（令第144条の4第1項第3号）

（イ）路面は原則として、アスファルト又は、コンクリート舗装等とすること。

（ロ）路面の高さは、当該道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して冠水等により通行に支障のない高さにする。

6 道路の勾配（令第144条の4第1項第4号）

道路の縦断勾配は12%以下であり、かつ段階状でないものであること。なお、勾配が9%を超える場合は、スリップ防止等の処置を講ずること。

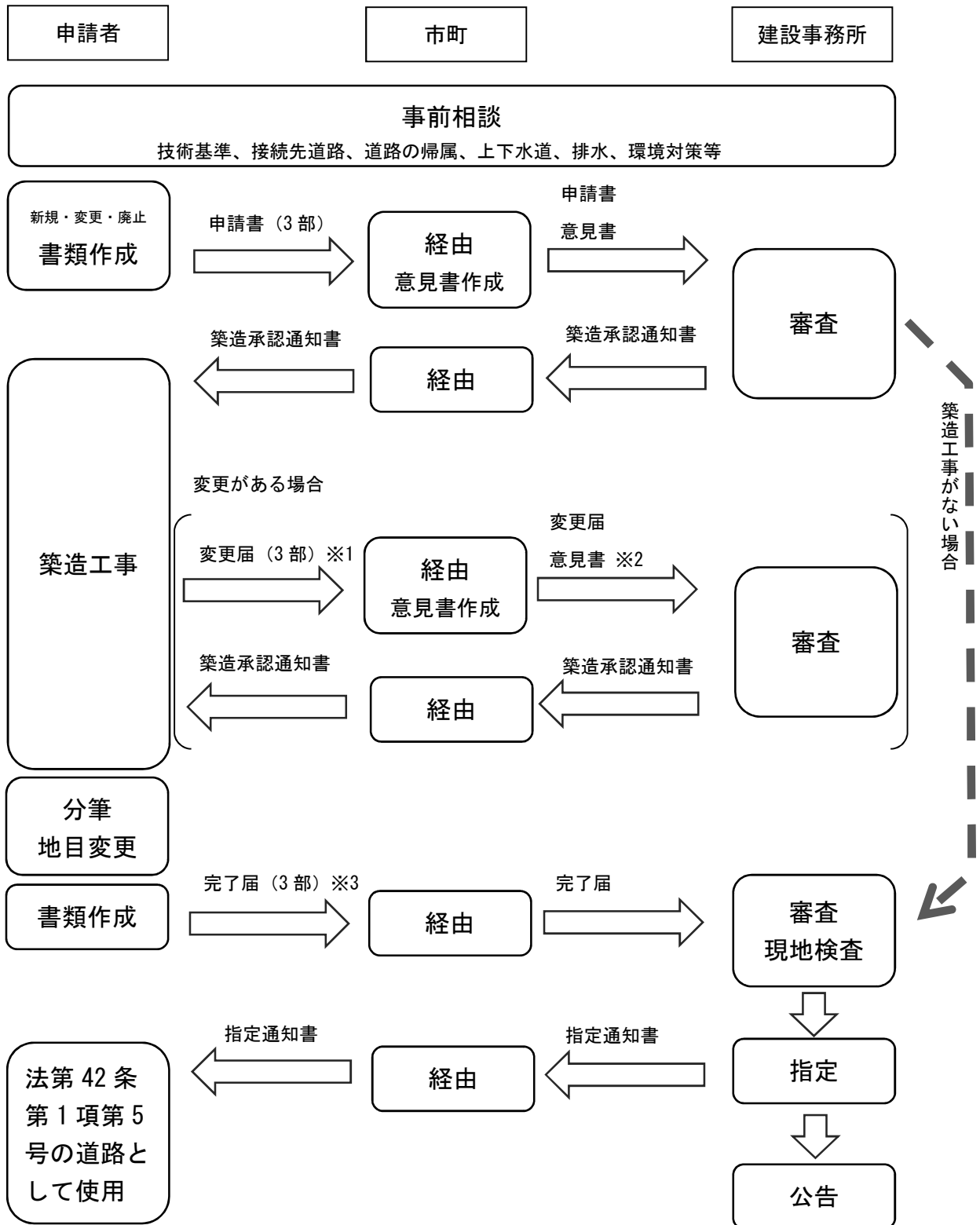
7 排水施設（令第144条の4第1項第5号）

道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を設け末端を河川、下水道等に接続し適切な排水ができる構造とすること。

8 防護施設の設置

道路が屈曲、崩壊、崖等の存する通行上危険を伴うおそれがある箇所又は、なだれ、落石等により当該道路の構造に損傷を与える恐れのある箇所にはガードレール、柵、擁壁等の適当な防護施設を設けること。

(1) 道路位置指定申請手続きの流れ



※1 変更届提出時には、返却された申請書を添えて提出すること
 ※2 前回意見書作成時から意見が変わる場合、意見を追加する場合に作成
 ※3 完了届提出時には、返却された申請書、変更届を添えて提出すること

(2) 添付図書作成要領

図書の名称	明示事項	基本縮尺	備考
(1) 附近見取図	方位 道路の位置 目標となる地物	1/2500 以上	都市施設が記入されたもの
(2) 地籍図	道路の位置		公図 法務局登記官の認証印のある ものに限る。
(3) 地番表	地番の若い順に町名、地 番、地積(公簿)、所有者 その他の権利者		道路部分が 3 筆以上の場合に 添付すること。
(4) 土地登記事項証 明書			
(5) 地積測量図			申請道路の地積測量図を添付 すること。 法務局登記官の認証印のある ものに限る。
(6) 求積図	求積表(道路、申請道路に よる土地利用計画全体)	1/250～1/500	申請道路による土地利用計画 の範囲を含めたものとするこ と。
(7) 計画平面図	方位、道路の境界線、道路 境界の標示方法、道路の 幅員・延長・勾配、排水施 設の位置、放流先、接続す る既存道路の種別・幅員 道路の総延長・面積、関係 土地の区域・区画	1/250～1/500	土地利用計画を明示すること。 道路境界を標示するものの位 置、種類を明示すること。 変更、廃止の場合は、法第 43 条第 1 項に適合しない建築物 の敷地がないことを明示する こと。
(8) 道路横断面図	道路敷寸法、道路幅員、道 路横断勾配、路面及び路 盤の構造、側溝の位置・形 状、埋設管の位置	1/30～1/50	
(9) 道路縦断面図	道路の延長、高位差、勾配 等	1/30～1/50	道路の勾配が小さい場合は、計 画平面図に要所ごとの基準点 からの高さを記入することで 省略できる。
(10) 排水施設及び 隅切り等の詳細図	各部の寸法、材料の種類 等	1/10～1/20	平面図、断面詳細図により作成 すること。

図書の名称	明示事項	基本縮尺	備考
(11)既存道路への 接続承諾書	接続先の既存道路の所有者、その他の権利者の承諾		様式1※
(12)道路築造の承諾書	道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾		様式2※ 申請道路部分が私有地の場合には印鑑証明書を添付すること。 公道、農道、林道、水路敷等を含め、道路の位置の指定を申請する場合は、これらの所有者又は管理者の承諾書も添付すること。ただし、土地区画整理地区内で仮換地指定の終了地等の場合は仮換地通知書、又はこれに代わる権利者であることを証明する図書とする。
(13)管理する者の承諾書			様式3※ 民間管理の場合は印鑑証明書を添付すること。
(14)指定道路の変更、廃止にともなう承諾書			指定道路の変更又は廃止をしようとする部分を前面道路として利用する土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者の承諾書を添付すること。 印鑑証明書及び当該土地の登記事項証明書をあわせて添付すること。
(15)関係法令に基づく許可証等の写し			道路の位置の指定を受ける土地が風致地区内、砂防指定区域内であるとき、その他関係法令に基づき許可、承認等を要するときに添付すること。

※ 様式1における既存道路の所有者（権利者）、様式2における所有者（権利者）又は様式3における管理する者が市町の場合は、承諾事項を市町の意見書に記載することにより添付を省略できる。

(3) 指定基準に係る Q & A

Q 1 第2条第1項の申請について、道路指定変更申請書、道路指定廃止申請書の違いは。

指定された道路のすべてを廃止する場合は道路指定廃止申請書、指定された道路の一部の廃止や形状変更を伴う場合は道路指定変更申請書を提出してください。

指定申請手続き中の変更は、申請事項変更届を提出してください。

Q 2 第2条第1項の関係図書(11)～(13)に定める承諾書を作成した後に道路を築造し、道路部分を分筆した場合、分筆後に再度承諾書の作成が必要か。

承諾すべき者に変更がなければ、分筆後の地番で承諾書を作り直す必要はありません。

Q 3 第2条第1項の関係図書のうち、「(5)地積測量図」と「(6)求積図」は同じものではないか。

(5)地積測量図は道路部分の面積を示すものであり、(6)求積図は道路部分及びその道路による土地利用計画の範囲の面積を示すものであるため、地積測量図と求積図ともに提出してください。

ただし、道路を築造後分筆する場合は、指定を受けようとする道路部分のすべてが分筆された後に地積測量図を提出してください。

Q 4 第3条第2項に「関係図書が整っており」とあるが、道路を築造後分筆する場合は、地積測量図がないがどうすればよいか。

道路を築造後分筆する場合は、築造前に地積測量図を提出する必要はありません。指定を受けようとする道路部分のすべてが分筆された後に地積測量図を提出してください。

Q 5 第3条第4項で、申請内容を変更しようとする場合は変更届を提出することになっているが、大幅な計画変更であっても変更届を提出すればよいか。

変更後の土地利用計画が当初の申請内容と大きく異なり同一性が低い場合は、申請を取下げのうえ、別途申請をしてください。

Q 6 第3条第4項で、軽微なものを除き変更届を提出することになっているが、軽微なものに該当する例としてはどのようなものがあるか。

次に掲げる変更は、申請事項変更届を要しない変更（軽微な変更）に該当します。

- 分筆等による地番の変更
- 公衆用道路への地目の変更
- 道路境界の標示方法の変更
- 道路構造の変更のうち、指定基準第6条（技術基準）の審査に影響がない変更
例）舗装構成（路盤、舗装厚等）の変更
道路側溝の既製品から現場打ちへの変更 等

なお、市町へ道路の帰属を予定している場合または道路管理予定者が申請者以外の場合
は、変更届の要否に関わらず、その内容について市町または道路管理予定者と協議を行って
ください。

Q 7 第4条に「知事が必要と認める図書」とあるが、具体的にどのような図書を指すのか。

知事が必要と認める図書の例としては、現況及び完成写真のほか、次の表のとおりです。

事例	図書の種類
築造後に埋設される部分がある場合	次の事項を明らかにした写真その他の資料 ・道路を舗装する場合における路床及び路盤の施工状況 ・道路を舗装する場合における路盤の厚さ及び幅 ・排水施設の根切りを完了したときの状況 ・暗渠排水施設を敷設したときの状況
道路築造後に分筆を行った場合	申請書第二面、地籍図、地番表、土地登記事項証明書、地積測量図、求積図、関係図面（寸法に訂正がある場合）
申請事項変更届を要しない軽微な変更があった場合	変更箇所一覧表、変更に係る図書

なお、工事完了届には申請書及び変更届の副本を添えて提出してください。

Q 8 第5条第2項第4号に「原則として、道路の区域は分筆され、地目は公衆用道路であること」とあるが、原則外の事例としてはどのようなものがあるか。

次の部分は、分筆や地目変更がされていなくてもやむを得ないと判断します。

- ・指定道路に市町道や水路等を含む場合の当該部分
- ・筆の一部で指定されている道路の変更申請の場合で分筆等が困難な部分

Q 9 第5条第2項第4号に「原則として、道路の区域は分筆され、地目は公衆用道路であること」とあるが、新たに道路を築造する場合、工事完了届の提出前に分筆や地目変更しないといけないか。

基本的には工事完了届の提出前に分筆や地目変更をするものとして、工事完了届には「知事が必要と認める図書」の添付を規定していますが、申請者が現地検査後に分筆や地目変更を希望される場合は、現地検査の後に分筆や地目変更をすることもできます。その場合、現地検査後に分筆や地目変更をし、申請書第二面、地籍図、地番表、土地登記事項証明書、地積測量図、求積図、関係図面（寸法に訂正がある場合）を提出してください。提出された図書について、第5条第2項に適合していることを確かめた後に、道路の位置を指定します。

Q 10 計画区域外の既存建築物が指定を受ける予定の道路に近接しているが、どのようなことに注意が必要か。

新たに指定道路ができることによって、近接する既存建築物に新たに道路斜線制限が適用されます。また、既存の建築物の敷地を削って道路を新たに築造する計画の場合には、その敷地の建蔽率などにも留意して計画してください。